

河内長野市

第5次総合計画策定に係る基礎調査等業務

プロポーザル実施要領

平成25年5月

河内長野市 市長公室 企画政策室

1. 事業経過及び目的

- ・河内長野市（以下、「本市」という。）では、平成18年度からの10年間を計画期間とする「河内長野市第4次総合計画」に基づき、「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」を都市の将来像としてまちづくりを進めてきたが、この計画は平成27年度をもって計画期間が終了する。
- ・これまでの間、人口減少と少子高齢化、地域や家族とのつながり・絆を求める声が増加など、社会環境は大きく変化し、また、市民の行政に対するニーズはますます多様化・高度化し、画一的な行政運営では対応が困難になっている。
- ・こうした状況を踏まえ、本市が将来に向かって発展していくためには、これまで以上に長期的なまちづくりの視点に立った重点的・効率的な行政運営が求められる。また、市民と行政が協働してまちづくりを行う上では、本市が目指すまちの将来像を共有することが必要である。
- ・そこで、平成28年度以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として第5次総合計画を平成27年度に策定するものである。
- ・平成25年度は、第5次総合計画の策定のための資料収集等を目的として、本市の現状調査・分析や市民アンケートの実施・分析、市民ワークショップの実施等を行う。
- ・本業務の実施においては、専門的知識や豊富な業務経験を活かした魅力のある提案が必要であることから「公募型プロポーザル方式」を実施するものとする。

2. 参加資格に関する事項

- ・次の各号に掲げる要件の全てに該当する者は参加することができる。
- (1) 本市の入札等に係る平成25年度有資格者名簿に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (3) 河内長野市から指名停止措置等を受けていない者
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から3箇月を経過している者
- (5) 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたことが明らかになった場合、その日から3箇月を経過している者
- (6) 河内長野市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成23年河内長野市要綱第34号）第3条に規定する入札等除外措置要件に該当しない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生計画を認可された者を含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生計画を

認可された者を含む。)

- (8) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者
- (9) 平成18年以降に、総合計画策定支援(計画策定に係るアンケート調査や市民アンケートのみの場合を除く)に関する地方公共団体からの業務を直接受託し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

3. 契約の概要

業務名称	河内長野市第5次総合計画策定に係る基礎調査等業務
履行期限	契約締結日の翌日から平成26年3月31日まで
契約保証金	「河内長野市契約事務規則」第44条に基づく
部分払	対象外
前金払	無
契約条項	河内長野市が定めた「業務委託契約書及び同約款」による
契約上限額	5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4. 委託業務の内容

業務仕様書<別紙1>のとおり

5. プロポーザル実施スケジュール

- ・本プロポーザル選考にかかる全ての日程は、プロポーザル選考スケジュールは下記のとおりとする。なお、現場説明会は実施しない。

(1) 実施要領の交付	平成25年5月29日(水)午前9時から 6月12日(水)午後5時30分まで
(2) 参加表明書の受付	平成25年5月29日(水)午前9時から 6月12日(水)午後5時30分まで
(3) 質問書の受付	平成25年5月29日(水)午前9時から 6月17日(月)午後5時30分まで
(4) 質問書に対する回答期限	平成25年6月20日(木)
(5) 企画提案書の受付	平成25年6月14日(金)午前9時から 6月28日(金)午後5時30分まで
(6) ヒアリング(概要説明含む)	平成25年7月初旬頃<別途通知します>
(7) 候補者選定日	平成25年7月初旬頃

6. プロポーザルの内容

(1) 実施要領の交付に関する事項

① 交付方法

- ・実施要領の交付は、事務局の窓口及び河内長野市ホームページ上で行う。
(実施要領及び各種申請書類は、河内長野市ホームページからダウンロード可。)

<事務局>

河内長野市役所 3階 市長公室企画政策室

住所 (〒586-8501) 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

電話番号 0721-53-1111

メールアドレス：kikaku@city.kawachinagano.lg.jp

<市ホームページ>

URL：<http://www.city.kawachinagano.lg.jp/kakuka/shicyou/kikakuseisaku/info/1369382220334.html>

② 交付期間

平成25年5月29日(水)午前9時～平成25年6月12日(水)午後5時30分

(2) 参加表明書に関する事項

① 提出方法

- ・事務局に持参又は郵送(書留郵便に限る)するものとする。持参の場合、河内長野市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時30分までに提出すること。

② 提出書類

- ・プロポーザル参加表明書(様式第1号)
- ・会社概要書(様式第2号)
- ・類似業務実績書(様式第3号)

③ 提出期限

平成25年5月29日(水)午前9時～平成25年6月12日(水)午後5時30分
※郵送の場合、平成25年6月12日必着。

④ 提出部数

各1部

(3) 質問書の提出に関する事項

①提出方法

- ・企画提案書の作成・提出にあたり質疑等がある場合は、事務局あて電子メールで送信することとする。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

②質問書の様式

- ・様式は自由とするが、次の項目を明記すること。
⇒電子メールの表題は「第5次総合計画策定に係る基礎調査等業務」プロポーザルに関する質問」とすること。(送信データの容量は3MB以内)
⇒業者名、及び担当者の氏名、連絡先

③提出期間

平成25年5月29日(水)午前9時から6月17日(月)午後5時30分まで

(4) 質問書に対する回答に関する事項

①回答方法

- ・事務局は、提出された質問事項を全て取りまとめて、参加表明者すべてに回答書を電子メールにて送信する。
- ・なお、質問に対する回答は、本要領の追加または修正とみなす。

②回答期限

平成25年6月20日(木)

(5) 企画提案書の提出に関する事項

①提出方法

- ・参加表明書を提出した者のみが企画提案書を提出することができる。
- ・事務局に持参又は郵送(書留郵便に限る)するものとする。持参の場合、河内長野市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時30分までに提出すること。
- ・期限までに提出されなかった場合、参加する意思がないものとして辞退したものとみなす。
- ・辞退をした場合にあってもその後辞退したことによる不利益は生じない。

②提出書類 ※詳細は「企画提案時に必要な書類<別紙2>」を参照のこと

- ・プロポーザル企画提案書(様式第4号)
- ・業務スケジュール(任意様式)

- ・業務実施体制（様式第5号）
- ・見積書（様式第6号）

③提出期限

平成25年6月14日（金）午前9時から6月28日（金）午後5時30分まで
※郵送の場合、平成25年6月28日必着。

④提出部数

- ・上記の書類を順番にA4ファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に参加事業者名を記載したもの8部（原本1部、写し7部）を提出すること。

⑤企画提案書作成上の基本事項

- ・プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての具体的な検討結果や、成果品の一部について提示を求めるものではない。
- ・業務に係る作業は、契約後に本市が提示する資料に基づいて、本市と協議のうえ開始することとする。

（6）候補者の選定に関する事項

①審査会

- ・優先交渉権者の選定は、河内長野市第5次総合計画策定関連業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。

②選定方法

- ・審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「企画提案書の審査基準」〈別紙3〉のとおり採点を行い、最優秀提案者1者、次点提案者1者を選定する。ただし企画提案書提出者が1者の場合は最優秀提案者1者のみの選定となる。

③ヒアリングについて

- ・事務局は、電子メールにてヒアリングへの参加の可否を通知する。
- ・審査委員会は、事前に提出した企画提案書に基づき、下記の通りヒアリングを実施する。

	留意事項
開催日及び場所	平成 25 年 7 月初旬頃<別途通知します> 河内長野市役所内会議室を予定
時間	30 分以内
内容	提出した企画提案書の概要説明（15 分以内） 企画提案書に対する質疑応答（約 15 分）
出席者	3 名以内
出席者の条件	第一優先交渉権者となった場合に、本業務の責任者 及び担当者となる予定の者を必ず含むこと。
使用機器等	概要説明にスライド、パワーポイント等使用する場 合は、事前に報告するとともに、使用するパソコン、 プロジェクタ等の機器は各参加者で用意し、当日持 参する事。なお、スクリーンは本市で用意する。

<辞退する場合>

- ・ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により（任意様式）記名押印の上、事務局へ持参又は郵送することとする。
- ・ただし、辞退した場合であっても、その後辞退したことによる不利益は生じない。

④評価項目

- ・提案内容及び見積金額で、「企画提案書の審査基準」<別紙 3>の項目によって評価し、優先交渉権者を決定する。

⑤審査結果の通知

- ・選考結果は採否に関わらず、平成 25 年 7 月初旬～中旬（予定）に文書で通知する。
なお、審査結果は、最優秀提案者（優先交渉権者）の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を、平成 25 年 7 月中旬（予定）以降に河内長野市ホームページに掲載する。

7. 契約に関する事項

①契約の締結

- ・河内長野市は、選定で最優秀提案者となった者と業務内容及び委託金額について協議し、協議が整った場合は、その協議内容に基づき河内長野市第 5 次総合計画策定に係る基礎調査等業務の随意契約を行う。
ただし、最優秀提案者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、

次点者を交渉権者として協議を行う。

②契約者

河内長野市

③契約保証金

河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第44条の規定による。

8. 参加者の欠格に関する事項

・参加者は、以下のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 実施要領に違反すると認められる場合
- (6) 企画提案書に添付した見積金額が500万円（税込）を超えている場合
- (7) その他、指示した事項に違反した場合

9. その他

- ・本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- ・企画提案書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- ・本市が本プロポーザル選考に関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容を無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は選定以外の用途には使用しない。
- ・企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。
- ・提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負う。
- ・本プロポーザルに対し、2以上の提案はできないものとする。
- ・見積金額は契約金額を保証するものでなく、本業務に係る費用の見込み額とする。
- ・本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する設計者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。